

## 公有財産（物品）売買契約書

売出人鳥取県（以下「甲」という。）と買受人  
という。）とは、次の条項により公有財産（物品）売買契約を締結する。

（以下「乙」

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（物品の表示）

第2条 売買物品は、次のとおりとする。

品名	数量	備考

（売買代金）

第3条 売買代金は、  
円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に最低入札価格の10.0分の10以上の額を甲の指定する納付書により収めなければならない。ただし、乙が既に納付している入札保証金を契約保証金に充当するものとする。

2 前項の契約保証金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に返還する。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させるものとする。

（代金の支払）

第5条 乙は、売買代金を、甲の指定する口座に振り込む方法、現金書留による方法又は郵便為替による方法によりあらかじめ甲が定めた期限までに甲に支払わなければならない。

2 甲は、前条の契約保証金を売買代金の一部に充当するものとする。ただし、充当時期については売買代金から前条の契約保証金を差し引いたものを乙が支払い、甲がそれを確認した後とする。

3 乙は、第1項の支払期限までに売買代金を甲に支払わないときは、当該公有財産（物品）売買契約は不成立とみなす。この場合、甲は前条第5項の規定に基づく手続きを行い、契約保証金を乙に返還しない。

（所有権の移転及び物品の引渡し）

第6条 売買物品の所有権は、乙が第5条により売買代金を納付したときに乙に移転する。

2 売買物品は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、現況のまま引渡しがあったものとする。

3 甲は、1項の規定により物品の所有権が甲から乙に移転した後、速やかに物品をその所在する場において引き渡すものとし、乙は、甲の指定する期日までに物品を搬出するものとする。

4 乙は、前項の規定により甲から物品の引渡しを受けたときは、甲に物品の受領証の交付又は受領印の押印をするものとする。

（登録の手続等）

第7条 乙は、前条第1項の規定により所有権が移転した際に、当該所有権の移転に係る登録が必要な場合は、甲は速やかに当該登録手続きに必要な書類を乙に交付し、乙は速やかに登録に必要な手続きを行うものとする。

2 当該登録に要する費用は、甲が負担する一時抹消登録に係る費用を除き、乙の負担とする。

（危険負担）

第8条 乙は、所有権移転のときから売買物品引渡しのときまでにおいて、当該物品が、甲の責めに帰すことのできない事由により滅失し、又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（かし担保）

第9条 乙は、本契約締結後、売買物品に数量の不足又はかくれたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、この限りでない。

（用途制限）

第10条 乙は、売買物品を次の各号に掲げる用途に供してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途
  - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用途
- 2 前項の規定は、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付すものとする。
  - 3 甲は、前2項の規定について、必要があると認めるときは、乙に対し、物品を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
  - 4 乙は、甲から要求があるときは、売買物品の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。
  - 5 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提供を怠ってはならない。

#### (契約の解除)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、前条の用途制限に従わなかったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
  - ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
  - イ 暴力団員を雇用すること。
  - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
  - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
  - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
  - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
  - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

#### (返還金等)

- 第12条 甲は、前条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
  - 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

#### (乙の原状回復義務)

- 第13条 乙は、甲が第11条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物品を原状に回復させることが適当でないときは、現状のまま返還することができる。
- 2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物品が滅失し、又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
  - 3 乙は、第1項に定めるところにより売買物品を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物品の所有権の移転登録に必要な書類の一切を甲に提出しなければならない。

#### (損害賠償)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき又は前条の用途制限に従わなかったときは、その損害の賠償を請求できる。

#### (返還金の相殺)

第15条 甲は、第12条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

#### (契約の費用)

第16条 本契約の締結、履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

#### (疑義の決定)

第17条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(合意管轄裁判所)

第18条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、鳥取市を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、この証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持するものとする。

平成 年 月 日

甲 鳥 取 県

乙 (落札者の住所)

(落札者の氏名)

印



# 記入要領

## 公有財産（物品）売買契約書

売出人鳥取県（以下「甲」という。）と買受人 落札者の氏名（法人の場合は会社名）（以下「乙」という。）とは、次の条項により公有財産（物品）売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（物品の表示）

第2条 売買物品は、次のとおりとする。

品名	数量	備考
<u>落札した物品名</u>	<u>物品の数量</u>	

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 000,000 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に最低入札価格の100分の10以上の額を甲の指定する納付書により収めなければならない。ただし、乙が既に納付している入札保証金を契約保証金に充当するものとする。

2 前項の契約保証金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に返還する。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させるものとする。

（代金の支払）

第5条 乙は、売買代金を、甲の指定する口座に振り込む方法、現金書留による方法又は郵便為替による方法によりあらかじめ甲が定めた期限までに甲に支払わなければならない。

2 甲は、前条の契約保証金を売買代金の一部に充当するものとする。ただし、充当時期については売買代金から前条の契約保証金を差し引いたものを乙が支払い、甲がそれを確認した後とする。

3 乙は、第1項の支払期限までに売買代金を甲に支払わないときは、当該公有財産（物品）売買契約は不成立とみなす。この場合、甲は前条第5項の規定に基づく手続きを行い、契約保証金を乙に返還しない。

（所有権の移転及び物品の引渡し）

第6条 売買物品の所有権は、乙が第5条により売買代金を納付したときに乙に移転する。

2 売買物品は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、現況のまま引渡しがあったものとする。

3 甲は、1項の規定により物品の所有権が甲から乙に移転した後、速やかに物品をその所在する場において引き渡すものとし、乙は、甲の指定する期日までに物品を搬出するものとする。

4 乙は、前項の規定により甲から物品の引渡しを受けたときは、甲に物品の受領証の交付又は受領印の押印をするものとする。

（登録の手続等）

第7条 乙は、前条第1項の規定により所有権が移転した際に、当該所有権の移転に係る登録が必要な場合は、甲は速やかに当該登録手続きに必要な書類を乙に交付し、乙は速やかに登録に必要な手続きを行うものとする。

2 当該登録に要する費用は、甲が負担する一時抹消登録に係る費用を除き、乙の負担とする。

（危険負担）

第8条 乙は、所有権移転のときから売買物品引渡しのときまでにおいて、当該物品が、甲の責めに帰すことのできない事由により滅失し、又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（かし担保）

第9条 乙は、本契約締結後、売買物品に数量の不足又はかくれたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、この限りでない。

（用途制限）

第10条 乙は、売買物品を次の各号に掲げる用途に供してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途
  - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用途
- 2 前項の規定は、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付すものとする。
  - 3 甲は、前2項の規定について、必要があると認めるときは、乙に対し、物品を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
  - 4 乙は、甲から要求があるときは、売買物品の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。
  - 5 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提供を怠ってはならない。

#### (契約の解除)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、前条の用途制限に従わなかったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
  - ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
  - イ 暴力団員を雇用すること。
  - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
  - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
  - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
  - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
  - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

#### (返還金等)

- 第12条 甲は、前条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
  - 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

#### (乙の原状回復義務)

- 第13条 乙は、甲が第11条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物品を原状に回復させることが適当でないときは、現状のまま返還することができる。
- 2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物品が滅失し、又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
  - 3 乙は、第1項に定めるところにより売買物品を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物品の所有権の移転登録に必要な書類の一切を甲に提出しなければならない。

#### (損害賠償)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき又は前条の用途制限に従わなかったときは、その損害の賠償を請求できる。

#### (返還金の相殺)

第15条 甲は、第12条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

#### (契約の費用)

第16条 本契約の締結、履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

#### (疑義の決定)

第17条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(合意管轄裁判所)

第18条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、鳥取市を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、この証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持するものとする。

空欄  
平成 年 月 日

甲 鳥取県

乙 (落札者の住所)

住所

(落札者の氏名)

個人の場合 氏名

法人の場合 会社名  
代表者名

印  
個人の場合  
実印又は認印  
法人の場合  
代表者の職印

